

## 背景

- グリーン購入法における、公共工事関係の提案品目の技術評価は、平成18年に策定された「グリーン購入法の公共 工事の技術評価基準(案)」(以下、評価基準と称す)に基づいて実施している。
- 評価基準の策定から10年近くが経過しているため、近年の環境問題を取り巻く状況への対応を図るとともに、実際の評価時に発生している様々な不都合を解消するための見直しが必要。

## 主な課題と対応案

○各種課題を整理し、課題を受けた評価基準の見直しを実施(具体的な見直し(案)は資料3-3参照)

番号	現状の主な課題	評価基準見直し(案)
①	特定調達品目の利用にあたり、 <b>新たな問題</b> 等が発生した場合の対応(判断の基準の見直し、指定解除等)が不明確	「1. 技術評価基準の適用範囲」「2. 技術評価の方法」において、 <b>最新の知見・状況に応じた判断の基準の見直し実施</b> について明示
②	提案品目について、「 <b>競争性の確保</b> 」「 <b>優先調達することによって置き換えられる比較対象</b> 」「 <b>環境負荷低減への貢献</b> 」「 <b>品質確保手法</b> 」等が確認できない提案がなされた場合の評価が困難	「3. 内容確認」「4. 2. 廃棄物・資源」「8. 判断の基準の確認方法」において、「 <b>適切な比較対象の設定</b> 」「 <b>環境負荷低減効果</b> 」「 <b>品質確保手法</b> 」「 <b>判断手法</b> 」等の、 <b>技術評価に際して提案品目に求める内容を明示</b>
③	特定調達品目の環境負荷低減効果の評価に際して、ある程度定量的な評価ができるようになってはいるが、 <b>全ての提案者(提案品目)</b> において、 <b>LCA手法を適用できるまでには至っていない</b>	「4. 1. 地球温暖化」において、環境負荷低減効果を <b>算定根拠とともに具体的な数字で示すこと</b> を求める内容を追記
④	グリーン調達は全国供給が基本であるが、その目安が明確ではないため、 <b>具体的な指標が必要</b>	「5. 品質評価」「6. 普及評価」において、提案品目に求める <b>実績、供給体制、具体的な指標等</b> について明示
⑤	既に需要転換・普及が達成されている特定調達品目の <b>指定解除も視野に入れた仕組みの見直し</b> が必要	「6. 普及評価」において、十分に普及したと判断される品目の、 <b>特定調達品目からの指定解除</b> について明示
⑥	<b>継続検討品目の運用方法</b> (位置づけ、継続検討品目提案者に求める追加提案内容等)が不明確	「9. <b>継続検討品目の取り扱い</b> 」を追加し、継続検討品目の取扱いを明示(資料3-2も参照)

## 今後

○今回改訂する評価基準は、平成27年度の提案品目の技術評価から適用。